

指定管理者の選定について

1 基本的な考え方

(1) 選定方式

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としており、この目的を達成するため、公正な競争を通じて、効率的な管理運営や経営改善が図られるよう、指定管理者の選定にあたっては、原則として『公募』によることとしている。

ただし、以下の①～③など、特定の団体に限定することが適切な場合においては、『個別選定』によるものとする。

- ①施設で行われる事業が、県行政の推進と密接な関わりがあり、政策的・研究的事業の実施が中心であることなどから、このような事業を適切に実施できる特定の団体に限定される場合(施設管理は附随的)
- ②事業の性質から中立性が求められ、さらに高い専門性、技術が必要とされることなどから、特定の団体に限定される場合
- ③施設の管理にあたっては、地元関係者等との調整を要するなどの特殊な要因から特定の団体に限定される場合

(2) 指定期間

原則5年としている。ただし、施設のあり方の検討が必要であるなど、個別の事情に応じた判断が必要な場合は、その施設の状況に応じ、指定期間を決定する。

2 令和4年度対象施設及び選定方式について

区分	所管部局	施設名	指定期間	現指定管理者
公募	総務部	福岡自治研修センター	5年	※令和5年4月より新規導入予定
	人づくり・県民生活部	筑後広域公園芸術文化交流施設	5年	ちくごJR芸術の郷事業団
	建築都市部	福岡県営中央公園	5年	岡崎建工(株)
		福岡県営筑豊緑地	5年	みどりの環・筑豊
		福岡県営筑後広域公園・プール	5年	筑後広域公園振興事業団
	教育庁	福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等	5年	ふくおかスポーツライフ創造パートナーズ
		福岡県立スポーツ科学情報センター	5年	アクション福岡マネジメントグループ